

## 国民健康保険の手続きをお知らせします

年度初めの今月は、就職や進学または定年退職など、生活に大きな変化がある時期です。それにもなっ  
て国民健康保険の各種手続きが必要となる場合がありますのでお知らせします。また、一部の  
手続きによる保険証の交付は、後日郵送となる場合がありますのでご了承ください。

国民健康保険を『脱退』する手続きが必要な場合	国民健康保険に『加入』する手続きが必要な場合
・就職して新しく会社の健康保険に加入した場合	・退職して職場の健康保険を抜けた場合
・町外に転出する場合	・健康保険の任意継続が終了もしくは抜けた場合
・生活保護が開始した場合	・転入した方で、前市町村でも国民健康保険に加入していた場合
・加入している被保険者が死亡した場合	・出生した場合（保護者が国民健康保険に加入している）

※婚姻等により氏名の変更、町内で住所が変更（転居）した場合等も、変更の届出が必要となります。

- ▶ 事実が発生した日から14日以内に届出をしてください。
  - ▶ 手続きは郵送でも行うことができます。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、可能な限り郵送での手続きへご協力をお願いいたします。
- 詳しくは、町ホームページをご覧ください。保険課医療給付グループまで問合せください。

## 進学して町外へ転出する方へ

国民健康保険は、本来お住まいの市町村で加入いただくものですが、進学により町外へ転出する場合は、引き続きご家族と一緒に余市町国民健康保険に加入することができます。該当の方は役場まで事前に問合せのうえ、手続きください。

※保険証の交付を受けるのは、学生の期間に限ります。事情により学生の身分に異動がある場合は必ずお知らせください。また、引き続き在学していることを確認するため、保険証の有効期間は1年ごととしていますので、毎年4月に更新手続きをお願いします。なお、卒業時は脱退の手続きが必要となります。

## 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を年金から天引きされている方へ

4月からは今年度分として保険税（料）が仮徴収されます。4月・6月・8月に徴収される保険税（料）は2月徴収額と同額となります。7月に確定した年間の保険税（料）を通知いたします。4月から初めて年金から天引きになる方には、お知らせの通知をお送りします。

なお、年金から天引きされている方で、納付方法を口座振替に変更を希望される方はお申出ください。口座振替に変更した上で、年8回での納付となります。年金天引きから納付書納付への変更は、原則できませんのでご了承ください。

年金天引きによる納付	口座振替による納付
年金支給月（年6回）に自動的に年金から天引きとなります	各納期限の日（7月から2月まで）に指定された金融機関より振替となります

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険の簡易収入申告はお済みですか？

国民健康保険の加入者、後期高齢者医療保険の加入者と同世帯の方で、前年度簡易収入申告をされた方に今年度の申告書を送付しております。案内文書をご確認の上、お早めに手続きください。

**問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121**